

# 平成 21 年度事業計画

(財) やまがた農業支援センター担い手支援室

## 1 担い手育成総合支援協議会事業

### (1) 担い手支援体制の整備

関係機関との連携を強化し、一元的な担い手支援体制を構築する。

#### ① 担い手アクションサポート事業実施体制の整備

- 1) アクションプログラムの作成
- 2) ワンストップ支援窓口の設置（事務室・相談室の借上げ、事務機器のリース等）
- 3) 広報活動の実施（ホームページの運営等）
- 4) 経営改善支援専門部会（担い手アクションサポート会議）の開催  
担い手の代表者（8名）から構成、支援内容についての意見聴取
- 5) 担い手アクションサポートチームの設置  
専門家（税理士、中小企業診断士等）を加えた支援チームの設置

#### ② コーディネータの配置

関係機関と農業者等との連絡調整及び就農情報の提供・就農相談への対応等を実施

#### ③ 専任マネージャー等の配置

新規就農者育成確保及び経営指導等の専門業務を実施

#### ④ 関係機関との連携調整活動

- 1) 関係機関との連絡調整
- 2) 全国担い手協議会、東北農政局会議等への出席

### (2) 担い手の経営改善に向けた支援活動

認定農業者等の個別農業者の経営力の強化を図るため、各種研修会や個別コンサルティング活動を実施する。

#### ① 経営相談・指導活動

- 1) アグリマネジメントスクールの開催
  - 農業経営管理講座（組替）  
複式簿記実践農家を対象とした経営管理講座  
全県4箇所での開催、20名定員、年3回コース
  - 複式簿記研修支援（組替）  
地域協議会等が実施する複式簿記研修への講師等の派遣
- 2) 経営セミナーの開催
  - 経営セミナー  
農業経営者を対象に、経営戦略の習得を目指す講座  
全県1箇所での開催、年5回コース
  - 地域セミナー  
地域営農指導者を対象に、地域資源を活用した地域営農戦略の習得を目指す講座

全県1箇所での開催、年2回コース

- 3) 専門家チームの設置、派遣  
    専門家を登録し、経営に関する相談申込みに対して随時派遣（延べ50回）  
    ※経営体の個別コンサルティング活動に特化  
    ※地域協議会が実施する簡易経営診断を要件
- 4) 経営診断会の開催  
    決算書による個別経営診断（県内6地区で開催）  
    ※地域協議会が実施する簡易経営診断を要件
- 5) 現地経営指導  
    認定農業者等の経営課題に対する現地指導（随時実施）
- 6) 全国担い手協議会主催の各種研修会への派遣

## ② 経営の多角化支援活動

- 1) 「食と農の交流会」の協力  
    やまがた食産業クラスター協議会と連携した食品事業者との交流の場の設置

## (3) 地域営農の推進活動

地域の合意形成状況に応じて支援活動を行なうとともに、集落営農組織の経営的自立と法人化に向けた支援活動を実施する。

### ① 集落営農組織への指導活動

- 1) 集落営農組織の交流活動の実施  
    全国集落営農組織リーダー交流会（全国担い手協議会主催）への派遣
- 2) 集落営農組織巡回指導の実施  
    集落営農組織等の経営課題に対する巡回指導（随時実施）
- 3) 専門コンサルティング活動の実施  
    集落営農組織の運営や経営の改善を図るため、経理や法人化等の組織の状況に応じた課題の解決に必要な専門家を派遣する。（延べ20回）  
    派遣する案件：個別の集落営農組織の課題解決に向け、地域協議会の集落営農相談員チームが必要と判断した案件
- 4) 地域リーダー育成研修会の開催  
    集落農業ビジョンの実践を担う地域リーダーを対象とした研修会の開催  
    県内2箇所で開催

### ② 地域農業経営への支援活動

各総合支庁が地域において認定農業者や集落営農組織等の経営安定を図るため、直接、技術指導や経営指導等の支援を行う。（県に委託）

- 1) 農業経営改善セミナーの開催  
    経営内容の把握方法や将来的な農業経営改善目標の設定、目標達成のための実施方法など、小規模農家を含めた地域農業の経営改善を目的とした集合研修会の開催
- 2) 認定農業者の育成支援活動  
    地域協議会と連携し、計画更新時期にある認定農業者を中心とした個別相談活動の実施
- 3) 集落営農組織の育成支援活動  
    集落営農組織の代表者等による情報交換や会計責任者に対する会計研修等、集落営農組織の組

織運営、経営改善に関する知識の習得を図る。

4) 集落営農組織の経営支援活動（法人化支援活動）

- 県域での事業推進会議の開催
- 農業生産法人化等の「担い手づくり支援」（県内 33 ヶ所）
- マーケティング等による「産地づくり支援」（県内 8 ヶ所）

③ 農地の利用調整活動への支援

農業会議や市町村農業委員会の連携を強化し、農用地の利用調整を推進するとともに、現地情報の収集、提供等を行う。（県農業会議に委託）

- 1) 農地利用集積等各種検討会の開催
- 2) 農地、農業委員会及び経営に関する各種研修会
- 3) 巡回指導
- 4) 優良事例の収集・提供
- 5) 農地調整関係等の調査
- 6) 農地法に基づく業務処理
- 7) 中央研修会への出席

④ 農業再生委員会の運営・管理

関係機関・団体を中心に学識経験者も加え、経営困難農業者の再生支援又は経営資源の整理承継に向けた支援活動を行うとともに、農業経営の実態分析・調査等も併せ行う。

- 1) 農業再生委員会の開催
- 2) ワーキングチームの開催
- 3) 情報の収集と巡回指導
- 4) 金融機関・関係機関等との調整

(4) 水田経営所得安定対策の収入減少影響緩和対策に係る農業者積立金の管理

収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者の指定をもとに、平成 21 年度収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託実施要領に基づき、農政局との管理業務委託契約を締結し、加入者の積立金の管理を行う。

(5) 新規就農者確保・育成活動

新規就農への普及啓発及び就農の動機づけなどを促すための農業体験等を実施する。

① 普及広報活動

PRパンフレットの作成（2000 部）

② 現地就農体験会の開催

就農を希望する者、就農に関心のある者を対象として、先進農業者の経営視察、軽易な農業体験、新規就農者の体験談の説明等を行う農業体験バスツアーを実施する。（年 2 回）

(6) 担い手経営革新促進事業

水田経営所得安定対策加入者の更なる経営発展を促進するため、担い手経営革新促進計画に基づき、規模拡大や対象品目の生産集約に資する経営革新の取組みを支援する。

① 経営革新モデルの実践

上記計画に示す経営革新モデルに取り組む経営体に対する支援

② 特定対象農産物の生産支援

過去の生産実績がない特定対象品目（大豆・麦）の作付拡大分について、作付面積の拡大に必要な経費の一部の支援

③ 事業実施体制の構築

- 1) 担い手経営革新計画等の策定・承認申請
- 2) 指導業務の委託（県）
- 3) 申請事務等の委託（農協等）
- 4) 審査会の開催

（7）その他

① 地域担い手育成総合支援協議会の運営支援

担い手アクションサポート事業、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業等の地域協議会が主体となる事業実施への支援

② 山形県農地・水・環境保全向上対策地域協議会の支援

農地・水・環境保全向上対策の事業実施にかかる事務局活動の支援

③ 山形県耕作放棄地対策協議会の支援

耕作放棄地再生利用緊急対策の事業実施にかかる事務局活動の支援

2 新規就農促進対策事業（一般会計事業）

（1）新規就農相談事業

次代の地域農業を担う農業者を確保・育成するため、首都圏における就農相談会への出展、定期就農相談の実施、ホームページ等による就農に関する情報の提供及び無料職業紹介事業を実施する。

事業名	事業内容
①就農相談員設置事業	就農相談員の設置による就農相談等の実施
②首都圏等での就農相談会への出展・相談	新・農業人フェアへの出展と相談の実施 東京会場 3回 大阪会場 3回 計6回
③就農相談・啓発事業	「首都圏UIターン就職フェア」、「田舎暮らしシンポジウム」等における就農相談・啓発、各種情報提供及び無料職業紹介事業等の実施

（2）新規就農者確保・育成事業

新規参入希望者、農業に関心のある住民等に対して、就農の動機づけや就農地選定などの意思決定を促すための農業体験や、就農に必要な技術習得のための実践的な農業研修等を実施する。

事業名	事業内容
①農業短期体験プログラム事業	就農の意思決定を促すため、先進農業者宅等に民泊して、農業体験や農業体験に関する指導・助言を受ける短期研修を実施する。
②就農相談イベント出展事業	新規就農者と都市生活者との交流会を開催し、農業体験の紹介等により就農希望者の発掘、山形の農業への関心を高めるとともに、新規就農者の農業経営発展への意欲を喚起するとともに、販路の拡大、販売技術の向上を図る。
③農業ワーキングホリデー推進事業	山形県で農業を始めたいと考えている首都圏住民等に対して、農作業で収入を得ながら、一定期間滞在して地域文化とふれあい、交流を楽しむ

	ワーキングホリデーを推進し、二地域居住や移住の動機を与えるとともに、農繁期における労働力確保を支援する。
④実践農業研修事業	新規就農希望者を雇用し、生産技術、経営管理技術を習得させるとともに、就農のための農地の確保等に協力する農業法人、先進農業者に対して研修経費の一部を助成する。
⑤新規就農者定着支援リース事業	新規就農者の就農に際し、農地、農業用施設・機械をリースする場合に助成する。

### (3) 新規就農者等育成支援事業

農業経営に関する長期研修や経営開始に当たっての初期的設備投資の負担軽減、就農定着を図るための経営改善の取組み等に対して支援・助成する。

事業名	事業内容
①ニューファーマー経営安定加速事業	県内において農業経営を開始する場合の初期的な設備投資の負担を軽減するため支援する。(3件)
②海外研修支援事業	知事の推薦を受け、社団法人国際農業交流協会が派遣する農業経営に関する国外長期研修(概ね1年以上)に対して助成する。(2件)
③農業経営ステップアップ推進事業	農産物の生産からマーケティングまでの各段階において、農業経営ステップアップの取り組みを自ら企画し、推進する青年農業者のグループに対して助成する。(公募型 1団体)
④新規就農者育成推進事業	地域において、新規就農者への情報提供・相談活動、農業体験、研修農場の設置等による農業技術の習得、農地の取得、住宅の確保など就農定着に関する支援を行う農業経営者、農業法人で構成する団体に助成する。(2団体)
⑤就農支援資金貸付事業	認定就農者等が就農の準備や農業経営開始のために必要とする技術習得等に要する資金の貸付を行う。(10件 6,000千円)